

事 務 連 絡

平成26年6月9日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）食品衛生担当課 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課

食品中に残留する農薬等の試験法に関する参考情報の  
ホームページへの掲載について

農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）に関する試験法については、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）及び「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」（平成17年1月24日付け食安発第0124001号）により示しているところです。現在、これらの試験法については、「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインについて」（平成19年11月15日付け食安発第115001号（最終改正：平成22年12月24日付け食安発1224第1号））などを参考に、厚生労働省の事業として開発が行われています。

今般、上記試験法開発に当たっての検討資料については、各検査機関が試験法を導入する際の有用な情報となりうると考えられることから、当該検討資料について厚生労働省のホームページで適宜公開することとしました。

また、残留基準のある農薬等の試験法については、計画的に開発を進めているところですが、新規農薬等に係る試験法の中には開発に時間を要しているものもあることから、関連企業等より農薬等の開発時の残留試験で用いた分析法に係る情報を提供いただき、適宜公開することとしましたので、参考までにお知らせいたします。